（税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の七　［略］

［項を削る。］

（特殊船舶等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の八　法第十五条の三第六項ただし書（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第五項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項等）

第二条の九　［略］

（税関空港を出港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の十　［略］

［項を削る。］

（外国貿易船等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の十一　法第十七条第五項ただし書（出港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）又は同条第四項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十二　［略］

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の十三　［略］

［項を削る。］

（特殊船舶等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の十四　法第十七条の二第四項ただし書（特殊船舶等の出港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十五　［略］

（外国貿易船等の入出港の簡易手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の十六　法第十八条第五項ただし書（入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第四項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十七　［略］

（税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の七　［同上］

2　法第十五条の三第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

［条を加える。］

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項等）

第二条の八　［同上］

（税関空港を出港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の九　［同上］

2　法第十七条第四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

［条を加える。］

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十　［同上］

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十一　［同上］

2　法第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第二項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

［条を加える。］

（外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十二　［同上］

［条を加える。］

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十三　［同上］